平成２９年（フ）第６８４号
川崎市麻生区高石１丁目25番14―104号
債務者　根本　　賢
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第７２８号
川崎市麻生区片平５丁目10番11号　メイフラワー五月台　201
債務者　佐藤　友治
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第７５１号
川崎市多摩区登戸1062番地１　フェローズ多摩　102
債務者　越山あきおこと　ＯＣＨＩＡＩ　ＫＯＳＨＩＹＡＭＡ　ＢＲＵＮＯ　ＡＫＩＯ
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第７５３号
川崎市麻生区王禅寺西３丁目１番43―205号
債務者　山内　郁人
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第７５９号
川崎市幸区小倉５丁目27番26号　コーポ鈴木105
債務者　原田　良二
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第７７８号
川崎市高津区新作５丁目４番19号　たくみ荘5
債務者　**呉**山幸子こと　**呉**　　幸子
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第７８５号
川崎市多摩区宿河原１丁目30番１号　アパガーデンコート登戸　212
債務者　伊丹　浩一
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第７８６号
川崎市多摩区宿河原１丁目30番１号　アパガーデンコート登戸　212
債務者　伊丹　寿子
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第７９２号
川崎市宮前区犬蔵２丁目５番12―405号　スカイコートたまプラーザ
債務者　濱崎　里貴
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８０４号
川崎市多摩区登戸新町468番地　ベルジュノン　101
債務者　飯塚　久雄
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３１１号
山梨県甲斐市竜王1781番地９　メゾン青柳Ａ－３
債務者　古屋　宏美（旧姓大村）
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第８０号
長野県岡谷市長地小萩３丁目９番35号
債務者　篠原　利文
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２９年（フ）第７８号
長野県飯田市鼎上山2960番地（新井アパート６号）
債務者　成瀬　**英**子
1　決定年月日時　平成29年12月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２９年（フ）第２４５号
静岡県富士宮市宮原342番地の７　フレグランス342Ｆ―101
債務者　小林めぐみ
1　決定年月日時　平成29年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第２５７号
静岡県富士市原田1520番地の７
債務者　鈴木　和美（旧姓長橋）
1　決定年月日時　平成29年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第１７１８号
愛知県春日井市小野町４丁目５番地14　メゾネット勝川201号
債務者　柿中　　清
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部